

新型コロナウイルス感染確認時等に関する研究室対応マニュアル

(9/16版 主な改正のポイント)

・9/7改定の厚労省の「療養解除基準」に従い、陽性者の療養期間を変更した。

⑥（感染者への対応）

◇ 発症した日を0日目として7日間経過、かつ症状軽快から24時間以上経過するまで自宅待機が必要です（最短で8日目から療養解除可能）。

◇ 無症状陽性者の場合は、陽性が確定した検体の採取日を0日目として7日間の自宅待機が必要です。なお、5日目の抗原検査キット等（※）による検査で陰性が確認された場合は、5日間経過後に療養解除が可能です（最短で6日目から療養解除可能）。

※ 抗原検査キット（市販）は厚労省で認可されたものに限りします。

あわせて⑬も修正しています。

・④（研究室活動の一時停止） 陽性者が出た場合の研究室活動の一時停止は、分野主任の判断で実施することに変更した。

濃厚接触者の認定、研究室業務の停止・再開など分野主任の判断・責任に依るところが大きくなっていますが、出来る限り緩い方向ではなく、厳しい方向で判断することをお願いします。

新型コロナウイルス感染確認時等に関する研究室対応マニュアル
(分野主任・教職員の対応について)

2022.9.16

感染確認時等における対応は、京大本部リスク管理掛通知の「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第8版）」（以下、本部マニュアル）<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/20220202-kansenjitaou-ver8-b42f123c10b30a894ae85481541b8379.pdf>を参照してください。ここでは、特に薬学研究科の分野主任・教職員の対応についてまとめています。薬学研究科ではリスク管理委員会（研究科長、副研究科長、安全衛生委員長、教務委員長、事務長、総務掛、教務掛）080riskkanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jpが連絡先となっています。

①（感染者等からの連絡）

分野主任は、所属学生・教職員（以下、研究室員）から以下の状況があると連絡を受けたら、大学には入構せず、自宅で安静にするよう指導してください。

- i) 新型コロナウイルス感染の陽性判定（みなし判定含む）
- ii) 濃厚接触者としての認定
- iii) 呼吸困難、倦怠感、発熱などの感染に疑わしい症状の発症

②（危機管理委員会への第一報）

①のi)もしくはii)の事実が判明したら、分野主任は、リスク管理委員へ第一報として連絡してください。iii)の場合は、下記⑨参照のこと。

③（感染者・濃厚接触者からの情報収集）

分野主任は、京大薬学HP上の「対応マニュアル」に従い、感染者・濃厚接触者に「体調の健康観察表」「感染者（濃厚接触者）等への確認事項」を記入させ、速やかに分野主任への提出を命じてください。

✧ 発症の2日前からの行動（場所・時間・接触した者など）を詳しく把握して、リスク管理委員へご報告ください。なお、無症状感染者の場合は、検体採取の2日前からとします。

④（研究室活動の一時停止）任意

分野主任等が重大なリスクがあると判断した場合、研究室員から陽性者がでた場合、濃厚接触者の特定と除染作業が終わるまでの間、研究室員の研究活動・業務を原則停止（1日程度）させる。リスクが小さいと判断した場合は、研究室活動の停止は必要ない。

✧ 感染者が発症の2日前から、感染者が当該研究室（部屋単位でなく研究室単位）に出入りがなく、他の研究室員と全く接触がない場合はこの限りでない。無症状感染者の場合は、陽性となった検体採取日の2日前からとします。

✧ 明らかに濃厚接触者に該当しない者で、研究活動・業務を停止させたことにより重大な損害が生じる場合はこの限りではありません。分野主任の判断で臨機応変に対応してください。

⑤（濃厚接触者等の特定）

分野主任は、感染者からの「感染者等への確認事項」に従って、研究室員を濃厚接触者・それ以外の接触者・非接触者に分類してください。なお、濃厚接触者認定を保健所が行えるようになれば、保健所の指示に従ってください。疑わしい場合は、可能な限り厳しい方向で接触者を認定してください。新たに濃厚接触者が出た場合、③以降の対応をお願いします。

✧ 濃厚接触者の定義：新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性となった者（患者）と、感

染の可能性のある期間（症状が出る2日前から入院等になるまでの期間）に接触し、以下の範囲に該当する場合は濃厚接触者と定義されます。疑わしい場合は、可能な限り厳しい方向で濃厚接触者として認定してください。

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- 患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者
- その他：手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者

◇ 接触者の定義：上記の濃厚接触者に当てはまらない者のうち、感染予防策をとっていたが感染者と近距離での一定時間の接触があった者などを含みます。

◇ 非接触者の定義：感染予防策をとっており、感染者と極めて短時間しか接触しなかった者を含みます。

⑥ （感染者への対応）

分野主任は、感染者に自宅や療養機関等での待機を命じてください。また、「体調の健康観察表」の毎日の提出を命じ、感染者に体調の急変がないか把握してください。

◇ 発症した日を0日目として7日間経過、かつ症状軽快から24時間以上経過するまで自宅待機が必要です（最短で8日目から療養解除可能）。

◇ 無症状陽性者の場合は、陽性が確定した検体の採取日を0日目として7日間の自宅待機が必要です。なお、5日目の抗原検査キット等（※）による検査で陰性が確認された場合は、5日間経過後に療養解除が可能です（最短で6日目から療養解除可能）。

※ 抗原検査キット（市販）は厚労省で認可されたものに限りです。

◇ 感染者が教職員の場合は、上記基準に基づき、総務掛において、「就業禁止」の手続きを行いますので同指示に従ってください。

⑦ （濃厚接触者への対応）

分野主任は、濃厚接触者に自宅待機を命じてください。また、「体調の健康観察表」の毎日の提出を命じ、感染者に体調の急変がないか把握してください。

◇ 陽性になった場合、②以降の対応をお願いします。

◇ 感染者と接触した最後の日を0日目として5日間の自宅待機が原則必要です。なお、2日目および3日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、3日目から解除が可能です。

※ ただし、感染拡大のリスクを低減するために7日間が経過するまで、「体調の健康観察表」を付けるようにするとともに、他者との接触は特に注意して可能な限り避ける行動をとってください。抗原検査キット（市販）は厚労省で認可されたものに限りです。

◇ 同居者の感染による濃厚接触者については、より慎重に行動するように命じてください。

⑧ （接触者への対応）

分野主任は、認定した接触者に、2日間の自宅待機を推奨するとともに、当分の間「体調の健康観察表」を記入させてください。健康に異常があれば自宅待機を継続させてください。

◇ 陽性になった場合、②以降の対応をお願いします。

⑨ （感染が疑わしい者への対応）

分野主任は、感染が疑わしい者に症状が軽快するまで自宅待機を命じてください。また、健康に異常がなくなるまで「体調の健康観察表」を記入させ、自宅待機を継続させてください。

◇ 陽性になった場合、②以降の対応をお願いします。

⑩ (消毒作業)

分野教職員は、感染者からの「感染者等への確認事項」に従い、感染者の立ち寄った薬学研究科建物や部屋などの消毒作業を行ってください（必要な場合は一時閉鎖）。消毒作業の方法がよく分からない場合は、末尾の「参考になる情報」を参考にしてください。

⑪ (リスク管理委員への第二報)

新たに認定した濃厚接触者の「濃厚接触者等への確認事項」、消毒作業の完了とその詳細、研究活動の再開見通しについて、第二報としてリスク管理委員に速やかに報告してください。

⑫ (研究室の活動の再開)

分野主任が研究室の活動再開の判断を行い、再開の見通しについてリスク管理委員へ連絡（上記第二報として）してください。（注：本部マニュアルでは危機対策本部が再開指示とありますが、現在では機能していません。）

⑬ (感染者・濃厚接触者の自宅待機の解除と通学再開)

感染者・濃厚接触者の自宅待機の解除は厚生労働省の方針 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000895943.pdf>) に従ってください。分野主任は、感染者および濃厚接触者の通学の再開について「体調の健康観察表」に基づいて健康状態を詳しく聞き取り、通学再開の前にリスク管理委員に「体調の健康観察表」を提出してください。感染者が教職員の場合は、下記の基準に基づき、総務掛において「就業禁止の解除」手続きを行いますので同指示に従ってください。その他の者については、提出後24時間以内に、リスク管理委員会から通学の疑義がなければ、自宅待機解除後に通学を再開させてください。症状が軽快していれば、自宅待機の解除前に、通学再開についての連絡をしても結構です。

◇ 感染者の研究室復帰の目安は、次のi),ii)の両方の条件を満たすこと。無症状患者の場合は、次のiii)の条件を満たすこと

i) 発症後に少なくとも7日が経過している。

ii) 薬剤を服用していない状態で、解熱後に少なくとも24時間が経過しており、発熱以外の症状が改善傾向である。

iii) 無症状患者の場合は、検体採取日から原則7日が経過している。

⑭ (事務等、共用スペースの利用)

研究室の閉鎖期間中、当該研究室員は、感染拡大のリスク低減のため、事務室等の共用部への立入は控えていただくようお願いします。閉鎖期間中は、総務掛職員が、分野に配達された郵便（学内便、荷物含む）をお届けする等の対応をします。

参考となる情報

新型コロナウイルスへの対応（薬学） <https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/campuslife/support/covid-19/>

職員等が感染した場合の対応（京都府） <https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/kansentaiou.html>

濃厚接触者について（京都府） <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>

消毒作業について（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html